

団体名	三次市	所 属	作木支所	他団体等との連携	—
連絡先	(0824)55-2111				

取組事例名	施設の活用と相談体制の充実	取組期間	平成24年4月～
--------------	---------------	-------------	----------

取組の概要 ～ 施設活用と住民利便性の向上

指定管理施設の「作木福祉保健センター」を直営管理に戻すのに併せて、保健センターに保健師及び事務職員を各1人常駐させて、保健相談や出前講座などの実施や行政関係の相談を可能とし、施設の有効活用と相談体制の充実、そして、市民、何よりこの地に多く居住する高齢者に対する生活不安材料の解消を図った。

取組の背景 ～ 施設が遊休状態

- 平成16年4月の市町村合併前の旧双三郡作木村時代、平成9年度に広島県のモデル事業指定を受けた「元気むら作木」構想のもと、保健・福祉・医療の一体サービスを提供するため、診療所、保健センター（保健師を2人配置）、社会福祉協議会、デイサービスセンターを同じ区画内に整備するとともに、電話回線を利用した在宅健康管理システムを導入するなど、高齢者が安心して暮らせる環境を整備した。そのことは、全国表彰を受ける理由となった。
 ※平成13年度 総務省・全国過疎地域自立促進連盟会長表彰
 表彰事例：「元気むら作木」の創造—安心して暮らせる村づくり—
- 市町村合併を機に、訪問指導を主な業務とする保健師を三次市役所作木支所に常駐させることとなり、保健センターを無人化した。（平成16年4月）
- 作木診療所及び老人福祉施設「せせらぎの里」が複合した、指定管理者制度による作木福祉保健センターを設置し、診療所と老人福祉施設との一体的な活用により、効率的な取組となることをめざしたが、保健センターの無人化により施設への訪問者が少なくなっており、さらに施設を利用した活動もできておらず、施設の活用状況が低調になっていた。

取組のねらい ～ 保健相談の専門施設化と出張窓口化

- 同じ区画内の診療所を始めとする医療・保健・福祉施設を利用する市民、特に高齢者からの各種相談（健康相談、行政相談など）について、1.5キロ離れた三次市役所作木支所に行かなくても、対応を可能とすること。（ワンストップサービスの実現）
- 高齢者の負担を軽減し、安心して、落ち着いて相談できる体制を整備し、健康の増進を図ること。

取組の具体的内容 ～ 保健師と職員の常駐

保健センターに、保健師1人、事務職員1人（市嘱託職員、元市職員）を常駐させ、健康・介護に係る相談や、税金、戸籍関係等に係る申請手続きなど、多岐にわたる住民対応をできるようにした。

※保健センターの人員配置状況

- 平成16年3月まで
保健師2人
- 平成16年4月～平成24年3月
0人
- 平成24年4月～現在に至る
保健師1人、事務職員1人



健康体操教室

取組を進めていく中での課題・問題点 ～ くつろぎ空間がない

診療所や福祉施設部分（デイサービスセンター）には人が集まるが、保健センターではくつろげるスペースがなく、人が集う空間になっていない。

訪問指導による疾病予防や健康増進では、市民相互の交流が生まれにくく、地域の活性化につながらない。

創意工夫した点 ～ 人の集う空間に

1 市民がくつろげる場所を確保

多目的スペースを利用して、木製のテーブル及び長椅子を設置し、気楽に腰かけて、話のできる空間を確保した。

2 健康講座の開催

施設を活用した保健師による健康講座や、出前講座を開催した。

（1回あたり5～10人参加）



くつろぎ空間の確保

取組の成果（効果） ～ 住民の健康増進と出張窓口によるワンストップサービス

- 1 福祉保健センターに集う環境づくりを進めることで、高齢者の健康相談や介護予防の出前講座につながっており、住民の健康増進が図られている。
- 2 1.5キロ離れた支所へ行かなくても申請手続き等ができるようにしたため、行政のワンストップサービスに繋がっている。
- 3 利用者からは、「便利がよくなった」「顔なじみの職員がいるので行きやすい」との意見を聞いている。

今後の展開 ～ 出張窓口と支所機能の両立

- 1 申請・相談等が定着してきているため、今後は基幹システムを接続し、各種証明書の随時発行や、収納・課税状況の確認など利便性の向上を図る。
- 2 職員が分散することによる支所窓口の繁忙への対応を検討する。

他団体へのアドバイス ～ 限りある資源のなかでの効率の追求

- 1 高齢者がよく利用する施設の近くに行政サービス窓口を設けることで、利便性の向上と支所業務の軽減につながる。ただし、職員数に限りがあるため、効率性を常に追求する必要がある。
- 2 過疎地域において、市民が安心して生活ができる仕組みを考える中で、「直営→指定管理者制度→直営」と運営方式を変更した。

目先の効率性よりも、市民生活の実態を踏まえた柔軟な対応によって、効果をあげることができる。

（指定管理者制度のあり方の見直し）



出前講座